

令和3年度

福井県内の住まいづくり支援制度一覧

令和3年4月現在

○福井県

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|--------------------------------|------|--|-------------------------------------|
| 県産材を活用したふくいの 住まい支援事業(新築) | 補助 | <p>県産材を活用した住宅(建売住宅も含む)を建築する工務店等で次のすべての要件を満たす者に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社、支社または営業所等を有している ・福井県税を滞納していない ・補助の対象となる住宅部分について、本事業以外の資金援助を受けていない <p>【対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主または購入者が生活の本拠として居住する住宅 ・県産材を1m3以上かつ強度および含水率を表示した県産材の柱を30本以上使用するもの <p>【補助金額】</p> <p>県産材使用量に応じ、1m3につき2万円(上限50万円)</p> <p>補助対象の住宅に越前瓦、越前和紙を使用する場合、1m2あたり1,000円を上乗せする(ただし上乗せする補助金はそれぞれ上限10万円)</p> | (県産材) 県産材活用課 0776-20-0449 |
| 県産材を活用したふくいの 住まい支援事業(リフォーム) | 補助 | <p>県産材を活用した住宅等のリフォームを行う工務店等で次のすべての要件を満たす者に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材住宅コーディネーターまたは福井県県産品活用推進センター会員である、もしくは前者と設計または施工の契約を行う者 ・県内に本社、支社または営業所を有している ・福井県税を滞納していない ・補助の対象となる住宅部分について、本事業以外の資金援助を受けていない <p>【対象リフォーム工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム発注者の持家住宅または共同住宅等における居住の用に供する専有部分 ・住宅を構成する部分(屋根、壁、天井、柱、梁、桁、床など) ・住宅に付属し土地に定着した工作物を構成する部位(小屋、車庫、塀、ウッドデッキなど) <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①構造材:7,000円/m3 ②造作材、板材等:5,000円/m2 <p>上記①および②の合算額(上限15万円)</p> <p>補助対象の住宅に越前瓦、越前和紙を使用する場合、1m2あたり1,000円を上乗せする(ただし上乗せする補助金はそれぞれ上限10万円)</p> | (越前瓦、越前和紙) 産業技術課 0776-20-0378 |
| 福井県勤労者住宅 資金利子補給制度 | 利子補給 | <p>北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者(年間所得400万円以下)の方について、融資額の一部に対して利子補給</p> <p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給率:貸付利率の1/2(2%上限)[5年間] ・上限額:(新築・購入)400万円(増改築)200万円 | 労働政策課 0776-20-0389 |

○福井市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|------------------|------|--|--------------------------------|
| 建替住宅取得支援事業 | 補助 | 居住誘導区域で旧耐震住宅を建替え、子育て世帯、新婚世帯、U・ターン世帯の住宅取得に対して補助 【補助金額】20万円/戸 ※居住環境再構築区域の物件:30万円 他要件あり | 住宅政策課 0776-20-5571 |
| 多世帯近居中古住宅取得支援事業 | 補助 | 多世帯で同一小学校区内に新たに近居するための中古住宅取得に対して補助 【補助金額】20万円/戸 他要件あり | |
| 多世帯同居リフォーム支援事業 | 補助 | 多世帯で新たに同居するためのリフォームに対して補助 【補助金額】対象工事費の1/3(上限50万円) ※居住環境再構築区域の物件:上限60万円 他要件あり | |
| 若年夫婦・子育て世帯家賃補助事業 | 補助 | 新たに市営特定公共賃貸住宅に入居する若年夫婦・子育て世帯の家賃の一部を補助 【補助金額】1月につき最大2万5千円 ※U・ターン世帯には、1万円加算 【補助期間】最大24か月間 他要件あり | |
| 空き家取得支援事業 | 補助 | 子育て世帯、新婚世帯、U・ターン世帯の空き家の購入に対して補助(空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】30万円/戸 ※居住環境再構築区域の物件:60万円 他要件あり | |
| 空き家リフォーム支援事業 | 補助 | 賃貸住宅の所有者、子育て世帯、新婚世帯、U・ターン世帯の空き家リフォームに対して補助(空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】対象工事費の1/5(上限30万円) ※居住環境再構築区域の物件:60万円 他要件あり | |
| 空き家居住家賃支援事業 | 補助 | 子育て世帯、新婚世帯、U・ターン世帯の空き家の家賃の一部を補助(空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】月額家賃の1/3(1月につき最大2万5千円) 【補助期間】最大24か月間 他要件あり | |
| 空き家診断促進促進事業 | 補助 | 空き家診断士が空き家の劣化・不具合の状況を調査する費用に対して補助(空き家情報バンク登録物件対象) 【補助金額】診断費用の2/3(上限3万5千円) 他要件あり | |
| 空き家流通アドバイザー派遣事業 | 補助 | 空き家の売買・賃貸の検討にあたり、市が派遣する専門業者(市の登録を受けた宅地建物取引業者)からアドバイスを受ける 【個人負担なし】 他要件あり | |
| 老朽危険空き家等除却支援事業 | 補助 | 市内にある保安上危険となるおそれがある特定空き家等(又はこれに準じる空き家等)を解体するときの費用の一部を補助 【補助金額】延床面積×5,000円又は除却工事費の1/2のいずれか安いほう 他要件あり | |
| 浄化槽設置補助事業 | 補助 | 合併処理浄化槽区域において、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助(汲み取り便所や単独浄化槽からの転換、新築に伴う設置の一部に限る) 【補助金額】住宅は浄化槽の設置に要する費用の9割 その他は7割(ともに浄化槽の性能、大きさに応じて限度額あり) | 上下水道サービス課 0776-20-5632 |
| 浄化槽維持管理補助事業 | 補助 | 合併処理浄化槽区域の個人住宅に、浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助 【補助金額】浄化槽の維持管理費と下水道使用料相当額との差額分 | |
| 排水設備工事資金貸付制度 | 融資 | 公共下水道に接続する場合、または合併処理浄化槽区域において単独浄化槽を廃止する場合の排水設備工事等に対し、資金を融資 【融資金額】上限100万円(無利子) ※お申し込みは、工事着工前 ※融資実行の翌月から月2万円の均等返済 | |
| 浸水防除施設設置費補助金 | 補助 | 中心市街地の浸水被害軽減を目的として雨水タンク・止水板を設置する費用の一部を補助 【補助金額】 ①雨水タンク:対象経費の1/2または限度額のいずれか低い額 容量別限度額 200～500リットル未満 2万円 500～1,000リットル未満 4万5千円 1,000リットル以上 6万円 ②止水板:対象経費の2/3または限度額50万円のいずれか低い額 | 下水管路課 雨水対策室 0776-20-5651 |

(次頁へ続く)

○福井市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|------------------------|------|---|------------------------------------|
| 木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円 | |
| 木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断等事業の結果、耐震補強の必要があると判定された一戸建て木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修:最大120万円(工事費の80%以内) 部分改修:最大30万円(工事費の80%以内) | |
| 吹付けアスベスト調査事業 | 補助 | 吹付け建材に係るアスベスト調査に要する費用の一部を補助 【補助金額】調査費用から消費税及び地方消費税を除いた額 (上限25万円) | 建築指導課 0776-20-5574 |
| 危険ブロック塀除却事業 | 補助 | 通学路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助 【補助金額】 ①危険ブロック塀を除却する工事(上限額5万円) ・対象の塀の見付面積×3,500円/㎡または工事費用×2/3の小さいほう ②除却後に木塀へ建替える工事(上限額10万円) ・対象の塀の見付面積×7,000円/㎡または工事費用×2/3の小さいほう | |
| 伝統的民家普及促進事業 | 補助 | 伝統的民家群保存活用推進地区の伝統的民家(一乗谷地区特定景観計画区域内に限る)に認められる住居の改修に要する経費の一部を助成 【助成金額】経費合計額のうち1/2:上限140万円 【補助対象】 外観または構造体(耐震補強にかかるものを除く)の改修工事 土蔵の外観、門及び塀を地域の景観と調和するための改修工事 | 文化振興課 0776-20-5367 |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | 介助が必要な高齢者等が在宅生活を長期間継続できるように居住環境の整備を行う場合、その費用の一部を補助 【補助金額】 (生活保護・市民税非課税世帯)上限80万円 助成率9/10 (世帯員全員の合計所得が320万未満の世帯)上限40万円 助成率1/2 (世帯員全員の総所得から世帯員分の基礎控除を差し引いた額が600万円未満の世帯)上限20万円 助成率1/4 | 地域包括ケア 推進課 0776-20-5400 |
| 重度身体障がい者 住宅改修助成事業 | 補助 | 在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成 【助成金額】助成対象経費の8割(上限額60万円 ※介護保険の対象者でない視覚・上肢のみ80万円) | 障がい福祉課 0776-20-5435 |
| 日常生活用具給付等事業 (住宅改修費) | 補助 | 在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しい支障があるために、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を助成 【助成金額】助成対象経費の9割(上限額20万円) | |
| 居宅介護(予防) 住宅改修事業 | 保険給付 | 在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど、一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を給付 【保険給付額】20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割～7割相当 | 介護保険課 0776-20-5715 |
| 住居確保給付金 | 給付 | 離職、または給与が減少し離職や廃業と同等の状況により住居を失った方、失う恐れのある方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給 | 自立サポートセンター よりそい 0776-20-5580 |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○敦賀市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|------------------------------|------|--|-------------------------|
| 敦賀市木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】一般診断法:1万円 (耐震診断5千円、補強プラン5千円) 伝統耐震診断法:23,760円 (耐震診断12,960円、補強プラン10,800円) | 住宅政策課 0770-22-8141 |
| 敦賀市木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修(一般診断法):最大120万円(工事費の80%以内) 全体改修(伝統耐震診断法):最大190万円(工事費の80%以内) 部分改修:最大30万円(工事費の80%以内) | |
| 敦賀市3世代ファミリー 定住支援事業 | 補助 | 多世帯同居又は近居をする場合に住宅取得(購入・新築)及び住宅リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】 (購入・新築)最大25万円(取得費の1/2以内) ※居住誘導区域内で近居の場合30万円 (リフォーム)最大90万円(工事費の1/2以内) | |
| 敦賀市新婚・子育て世帯と 移住者への住まい支援事業 | 補助 | 新婚・子育て世帯、移住者、新たに多世帯近居する方に対して、敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録されている空き家の購入及びリフォーム、建替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】 (空き家購入)最大50万円(購入費の1/3以内) (空き家リフォーム)最大50万円(工事費の1/3以内) (旧耐震基準住宅の建替え)最大30万円(工事費の1/3以内) | |
| 敦賀市老朽危険空き家等 除却支援事業 | 補助 | 老朽危険空き家(市の不良度判定結果が100点以上の建築物)の所有者等に対して、除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大50万円(対象工事費の1/2以内) 準老朽危険空き家(昭和56年5月末以前に建築され、不良度判定の構造の腐朽または破損の程度が25点以上かつ合計評点50点以上の木造建築物)の所有者等に対して除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大30万円(対象工事費の1/2以内) | |
| 敦賀市空き家・空き地情報バン ク成約奨励金 | 補助 | 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している一戸建て住宅が、売買または賃貸借等の成約をした場合に、奨励金として仲介手数料の一部を補助 【補助金額】3分の2(上限5万円) | |
| 敦賀市空き家家財道具等処分 補助金 | 補助 | 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している空き家の家財道具等の処分を行う個人所有者に、当該空き家の家財道具等の処分にかかる費用を補助 【対象事業】敦賀市一般廃棄物収集運搬許可業者が運搬を行うもの 【補助金額】3分の2(上限5万円) | |
| 敦賀市空き家診断促進事業 | 補助 | 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録、または登録を予定している一戸建て住宅の空き家診断を行う、個人または宅地建物取引業者に当該空き家の診断にかかる費用を補助 【対象事業】空き家診断士が行うもの 【補助金額】3分の2(上限3万5千円) | |
| 敦賀市景観条例補助金 | 補助 | ※平成30～31年度は休止 景観条例に基づく市の認定を受けた協議会または協定の構成員で、当該認定を受けた構成員が所有する建築物、工作物等を目的達成のため外観整備を行う費用の一部を補助 【補助金額】 建築物の新築等:工事費の1/2(上限額300万円) 工作物等:工事費の1/2(上限額100万円) 看板の新築等:工事費の1/2(上限額50万円) | 都市政策課 0770-22-8137 |
| 未組織労働者 融資保証料の補給 | 補給 | 市に住所を有する労働組合に加入していない労働者(未組織労働者)が、福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、北陸労働金庫から融資を受ける場合にその保証料の一部を補給 【対象】住宅資金(上限額)500万円 | 商工貿易振興課 0770-22-8122 |

(次頁へ続く)

○敦賀市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|---------------------------|------|--|-----------------------|
| 水洗便所改造資金融資あっせん制度 | 利子補給 | 供用開始日から期限(くみ取便所改造の場合3年、浄化槽切替えの場合6か月)までに公共下水道へ接続される方に、水洗便所等の改造に必要な資金の融資をあっせんし、利子を補給 【利子補給】 利率2.2%(上限額150万円/件) 100万円まで無利子償還期限60か月以内 | 経営企画課 0770-22-8147 |
| 水洗便所改造費補助金 | 補助 | 児童扶養手当受給世帯、又は身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯で、同居している者全員の市民税の額が均等割以下の場合、供用開始から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】 8万円/件 (浄化槽からの切替えの場合は対象外) | |
| 合併処理浄化槽等設置整備事業費補助金 | 補助 | 公共下水道事業認可区域並びに漁業集落排水処理区域及び農業集落排水処理区域以外の地域において、専用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽等を設置する方に補助 【補助金額】 1 合併処理浄化槽設置工事 (1) 公共下水道全体計画区域のうち、認可区域外の地域 5人槽 35万2千円、7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円 (2) 公共下水道全体計画区域並びに漁業集落排水処理区域及び農業集落排水処理区域以外の地域 5人槽 70万4千円、7人槽 88万2千円 10人槽 117万6千円 2 単独転換※にかかる単独処理浄化槽の撤去工事 9万円(合併処理浄化槽設置工事の補助金額に上乘せ) 3 単独転換※にかかる宅内配管工事 30万円(合併処理浄化槽設置工事の補助金額に上乘せ) ※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切替えることをいう。 | |
| 重度身体障害者住宅改造事業 | 補助 | 重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方のうち特殊便器の給付を受けたことがある方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円 | 地域福祉課 0770-22-8176 |
| 日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具) | 給付 | 【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障がい児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上の者又は難病患者のうち下肢もしくは体幹機能に障がいのある者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円) | |
| 要介護高齢者住環境整備事業 | 補助 | 住み慣れた家で安心して生活するために、身体の状況から洗面所改造・昇降機の設置等の住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成 【対象者】65歳以上の在宅生活で下記のいずれかに該当する者 1. 要介護3～5の認定者 2. 要介護1以上で車いすを利用している者 【補助金額】改造工事に要した経費から自己負担分を除いた額(上限額80万円) ※対象者世帯による所得制限あり ※他要件あり | 長寿健康課 0770-22-8180 |
| 介護保険制度 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修) | 保険給付 | 要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給(工事着工前に事前申請が必要) 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割またはH30年8月から7割 | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○小浜市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|--------------------------------------|------|--|---|
| 小浜市木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 一般診断法 10,000円 伝統耐震診断法 24,200円 | |
| 小浜市木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の80%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の80%以内) | |
| 小浜市木造住宅 耐震化促進事業 (伝統的な古民家の耐震改修) | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅(伝統的な古民家)の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大150万円(工事費の80%以内) | |
| 小浜市ブロック塀等の 安全対策事業 | 補助 | 避難路に面する危険ブロック塀の除却、建替えの費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の2/3または除却する危険ブロック塀の総延長×8万円×2/3(いずれか低い額) (除却) 最大20万円 (建替え)最大60万円 | |
| 小浜市住まい支援事業 (多世帯同居支援型) | 補助 | 多世帯同居をするために一戸建て住宅をリフォームする者に対して、リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の1/2(最大60万円) | 営繕管財課 0770-64-6071 (内線259) |
| 小浜市住まい支援事業 (多世帯近居支援型) | 補助 | 多世帯近居をするために一戸建て住宅を建設・購入する者に対して、建設・購入に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の1/2 立地適正化計画における居住誘導区域内の場合、最大30万円 居住誘導区域外の場合、最大15万円 | |
| 小浜市住まい支援事業 (子育て世帯等支援型) | 補助 | 空き家を購入・リフォームし居住する移住者・子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等・多世帯近居をする者に対して、購入・リフォームに要する費用の一部を補助 また、空き家をリフォームし賃貸する所有者に対して、リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の1/3 立地適正化計画における居住誘導区域内の場合、最大60万円 居住誘導区域外の場合、最大30万円 旧耐震住宅の建替えを行う移住者・子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等に対して、建替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象費の1/3 立地適正化計画における居住誘導区域内の場合、最大30万円 居住誘導区域外の場合、最大15万円 | |
| 小浜市空家等除却支援事業 | 補助 | 老朽空家等の除却工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 特定空家等の除却費用の1/3(上限50万円) その他の老朽空家等の除却費用の1/3(上限25万円) 準老朽空家等の除却費用の1/3(上限10万円) | 営繕管財課 0770-64-6073 (内線258) |
| 合併処理浄化槽 設置整備事業補助金 | 補助 | 公共下水道事業認可区域以外の区域、農業・漁業集落環境整備事業にかかる整備計画区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助(ただし、住居に限る) 【補助金額】 5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~50人槽 588,000円 | 上下水道課 0770-53-1111 (代) (内線235) |
| 水洗便所改造資金 貸付制度 | 融資 | 公共下水道事業処理区域において、くみ取り便所(既設浄化槽を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事に対し、資金を融資 【融資限度額】 供用開始3年以内 1件につき150万円以内 供用開始3年以降 1件につき100万円以内 【貸付利率】 年1.5%(別途保証料が必要な場合あり) 【償還期間】 60ヶ月(5年)以内 | |

(次頁へ続く)

○小浜市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|---------------------------|------|---|---|
| 未組織勤労者融資保証料補給金 | 補給 | 福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、労働金庫から住宅資金融資を受けられる場合に、保証料の1/2を補助 【補給対象額】 上限額500万円 | 商工観光課 0770-53-9705 (内線266) |
| 小浜市歴史的景観形成補助金 | 補助 | 歴史的景観形成地区(小浜西組伝統的建造物群保存地区)内における景観形成基準に適合する外観工事費用、親子式住宅用火災警報器の設置にかかる配線工事費や、二方向避難経路を確保する費用の一部に補助 【補助金額】 対象工事費の1/4(上限額100万円等) | 文化交流課 0770-64-6034 (内線228) |
| 要介護老人住宅環境整備事業 | 補助 | 在宅生活をしている高齢者に対して、洗面台の取替え、トイレの拡幅、昇降機等の整備に助成 【補助金額】 一定以上の所得がある第1号保険者 対象工事費の80%または70% その他 対象工事費の90% 上限80万円 | 高齢・障がい者 元気支援課 0770-64-6014 (内線174) |
| 高齢者等にやさしいコミュニティセンター改修助成事業 | 補助 | 「ふれあいサロン」等の高齢者が利用する地域の集会施設の洋式便器の取り換え等の工事に対し、改修費用の一部を助成 【補助金額】 補助率 事業費の20% 上限10万円 | |
| 居宅介護住宅改修事業(介護保険事業) | 保険給付 | 在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるための、小規模な住宅改修に対し9割、8割、7割のいずれかを支給 上限20万円 | 高齢・障がい者 元気支援課 0770-64-6014 (内線165) |
| 重度身体障害者住宅改造助成事業 | 補助 | 重度身体障害者が日常生活に著しい障害があるために住宅を改造する必要がある場合に、その改造費の一部を助成 【対象者】 視覚障害・肢体不自由・体幹機能障害・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 【対象経費】対象工事費の8割、上限額80万円 ・肢体不自由・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 ・介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。 | 高齢・障がい者 元気支援課 0770-64-6012 (内線172) |
| 日常生活用具給付等事業 | 補助 | 障害者の移動などを円滑にする用具の設置のために、小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成 【対象者】 下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢機能障害2級以上 【対象経費】原則対象工事費の9割、上限額20万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。 | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○大野市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-------------------------|------|---|--|
| 大野市空き家の暮らし支援事業 | 補助 | <p>大野市に移住する方、市内の子育て世帯、新婚世帯が定住のために空き家を取得した場合に、取得費用やリフォーム費用の一部を補助する 市内で空き家を所有する場合、空き家を賃貸するために行うリフォーム費用の一部を補助 ※ 市内業者施行に限る</p> <p>○空き家の購入 【補助金額】 空き家取得に要した費用の1/10 居住誘導区域内:上限額60万円 居住誘導区域外:上限額30万円</p> <p>○空き家の取得と併せたリフォーム 【補助金額】 空き家の取得と同じ年度で50万円以上の空き家リフォーム工事費用の1/3 居住誘導区域内:上限額60万円 居住誘導区域外:上限額30万円</p> <p>○所有者による空き家のリフォーム工事 【補助金額】 50万円以上のリフォーム工事費用の1/3 居住誘導区域内:上限額60万円 居住誘導区域外:上限額30万円</p> | |
| 大野市移住者・3世代住まいの新築・改修支援事業 | 補助 | <p>大野市外から転入して2年以内または、転入予定の移住者が新築住宅を取得する場合、親・子・孫の直系3世代で同居する世帯で新築住宅を取得または既存住宅のリフォームをする場合、大野市にUターンし、3世代で近居するための新築住宅を取得する場合にその費用の一部を補助 ※市内の施工業者に限る</p> <p>○移住者で新築住宅を取得する場合 【補助金額】 住宅取得に要した費用の1/20 居住誘導区域内:上限額60万円 居住誘導区域外:上限額30万円 ※ 市内業者施行に限る</p> <p>○3世代同居または近居で新築住宅を取得する場合 【補助金額】 住宅取得に要した費用の1/20 居住誘導区域内:上限額80万円 居住誘導区域外:上限額40万円</p> <p>○3世代同居で既存住宅をリフォームする場合 ※耐震基準を満たさない場合は耐震診断を行い、耐震補強プランを作成 【補助金額】 50万円以上のリフォーム工事に要した費用の1/3 居住誘導区域内:上限額60万円 居住誘導区域外:上限額30万円</p> | 交通住宅まちづくり課 0779-64-4815 (内線1707) |
| 大野市都市景観形成建築物等整備事業 | 補助 | <p>大野市景観条例に基づく景観形成地区内に立地する建築物等の外観工事費の一部を補助 【補助金額】 外観工事費の6/10(上限額300万円(角地は400万円))</p> | 交通住宅まちづくり課 0779-64-4815 (内線1706) |
| 大野市木造住宅耐震診断等促進事業 | 補助 | <p>一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 5千円</p> | 交通住宅まちづくり課 0779-64-4815 (内線1707) |

(次頁へ続く)

○大野市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|---------------------|------|--|--|
| 大野市木造住宅耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助(施工業者は市内業者に限る) | 交通住宅まちづくり課 0779-64-4815 (内線1707) |
| 耐震改修工事(住宅全体) | 補助 | 改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの【補助金額】最大120万円(工事費の80%以内) | |
| 耐震改修部分補強工事(特定居室) | 補助 | 改修後の特定居室周辺の範囲における上部構造評点が1.5以上となるもの【補助金額】最大30万円(工事費の80%以内) | |
| 大野市伝統的な古民家の耐震改修促進事業 | 補助 | 伝統的な古民家について、改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの【補助金額】最大190万円(工事費の80%以内) | 防災防犯課 0779-64-4800 |
| 大野市吹付けアスベスト調査事業 | 補助 | 分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(上限額1棟あたり25万円) | |
| 大野市ブロック塀等除却事業 | 補助 | 避難路沿いのブロック塀の除却費用の1/2またはブロック塀などの面積(m ²)に4,000円をかけた額のいずれか少ない額(限度額10万円)(施工業者は市内業者に限る) | |
| 大野市老朽危険空き家等除却支援事業 | 補助 | 老朽危険空き家等の解体撤去費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空き家の解体撤去 50万円 ・準老朽危険空き家の解体撤去 30万円 | 上下水道課 0779-66-1111 (内線6555) 外 0779-65-7670 |
| 浄化槽設置整備事業 | 補助 | 公共下水道事業認可区域外、または、農業集落排水事業区域外の区域について、合併処理浄化槽を設置する場合に設置した浄化槽の人槽に応じて設置費用の一部を補助。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に限り、宅内配管工事費などの一部を補助。 | |
| 大野市水洗便所等改造資金利子補給事業 | 利子補給 | 供用開始日から3年以内に下水道へ接続された方、または、合併処理浄化槽を設置された方で、取扱金融機関で改造資金を借入れた場合は利子を補助(借入金の上限額200万円) | |
| 大野市公共下水道接続促進事業 | 補助 | 浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けず合併処理浄化槽を使用している住宅について、合併処理浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合に工事費の一部を補助(200千円上限) | |
| ご近所接続奨励金 | 補助 | 同一行政区内や近隣地において、単独処理浄化槽やくみ取便所使用の住宅等が2軒以上のグループを作り、大野市内に営業所のある同一の指定工事店の施工により公共下水道に接続した場合、奨励金を交付(1軒あたり上限額5万円) | |
| 居宅介護住宅改修事業(介護保険事業) | 保険給付 | 在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるため住宅改修費用の7割から9割を支給(対象者)要支援・要介護認定者(対象となる改修内容)手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え交換、洋式便器への便器の取替え(補助金の額)改修費用から自己負担分1割(一定以上の所得がある人は2割または3割)を除いた額(改修費用の上限額20万円) | 健康長寿課 0779-65-7333 (内線4112) |
| 大野市要介護高齢者住宅改造費助成事業 | 補助 | 在宅で生活する要介護認定者の住宅を改造する場合に工事費の7割から9割を助成(対象者)65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3～5に認定された人、または、要介護1～2に認定された人で次のア～エのいずれかに該当する人 ア 車いすを利用する人 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢が不自由な人 ウ 障害高齢者の日常生活自立度が要件に該当する人 エ 認知症高齢者の日常生活自立度が要件に該当する人(対象となる改造内容) ・住宅内、玄関から一般道路までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台への取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 ・テーブル生活等のための床材の変更 など(介護保険で行う住宅改修の対象は除く)(補助金の額)住宅の改造に要した経費から自己負担分1割(一定以上の所得がある人は2割または3割)を除いた額(補助金額の上限額80万円) | |

(次頁へ続く)

○大野市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-------------------------------|------|--|---------------------------------|
| 大野市重度身体障害者 住宅改造費助成事業 | 補助 | 視覚障害者又は肢体不自由者に対して住宅改造の工事費の一部を助成します。 (対象者)以下の条件すべてに該当する者 1 市内在住 2 1級又は2級に該当する身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者又は肢体不自由者 3 本事業のほかに住宅の改造に係る資金援助を受けていない者(介護保険法に基づく助成事業を除く) (補助金の額) 住宅の改造に要した費用の8割(ただし上限あり) 上限額:60万円(下肢/体幹/脳原性移動障害あり/上肢障害者で特殊便器併用/要介護・要支援該当) 上限額:80万円(上記のいずれも該当しない者) | 福祉課 0779-64-5142 (内線4155) |
| 大野市日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具) | 補助 | 本事業の一つとして、対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を行う場合に助成を行う (対象者) 1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 2 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者 (補助金の額) 最大20万円(課税世帯は、1割負担。非課税世帯は全額公費負担。) | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○勝山市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|---|------|---|------------------------|
| 勝山市木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円 | |
| 勝山市木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修)一般住宅:上限120万円(工事費の80%以内) 伝統的な古民家:上限190万円(工事費の80%以内) (部分改修)上限30万円(工事費の80%以内) | |
| 勝山市定住化促進事業 (新築・中古取得) | 補助 | 定住促進を図ることを目的として、新築住宅の取得、空き家の取得及び改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (新築住宅取得)親族以外の敷地を購入又は賃借した場合:100万円 上記以外:50万円 (中古住宅取得)空き家購入:購入費用の1/10、上限50万円 リフォーム:リフォーム費用の1/10、上限50万円加算 (子育て世帯または県外からの転入者が空き家バンク登録住宅を購入・リフォームした場合、上記1/10を2/10とし、上限額50万円を100万円とする。) | 建築営繕課 0779-88-8128 |
| 勝山市定住化促進事業 (多世帯同居リフォーム) | 補助 | 多世帯同居の推進を図ることを目的として、多世帯同居を開始する者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 工事費用の1/10(上限90万円) | |
| 勝山市克雪住宅推進事業 | 補助 | A. 自己の居住する一戸建または長屋建住宅に設置する屋根融雪設備に対し、設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の1/6(上限額30万円) B. 構造強度を高めて屋根雪を堆積させたまとする耐雪型住宅の新築に対し、新築費用の一部を補助 【補助金額】 一律50万円 | |
| 勝山市吹付けアスベスト 調査事業 | 補助 | アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費) | |
| 勝山市老朽危険空き家 解体事業 | 補助 | 老朽危険空き家等の解体工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・老朽空き家の解体工事 50万円 ・準老朽空き家の解体工事 30万円 | 監理・防災課 0779-88-8125 |
| 勝山市歴史的まちなみ 景観創出事業 | 補助 | ・推進地区(本町通りと平泉寺町平泉寺) ふくいの伝統的民家等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成 ・上記の地区を除く市内全域 歴史的建造物の改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成 | 都市建設課 0779-88-8107 |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | 介護保険住宅改修に該当しない住宅改造で、要介護3以上のかたに対し、80万円を限度として、工事費の7割から9割を補助 | 健康長寿課 0779-87-0888 |
| 居宅介護(予防)住宅改修 事業 | 保険給付 | 在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、費用の一部を支給。工事着工前に事前申請が必要 【補助金額】 対象経費の7割から9割(上限額14万円から18万円) | |
| 勝山市重度身体障害者 住宅改造費助成事業 | 補助 | 市内で在宅の重度の身体障害者が、その住宅を改造をする場合に、改造費の一部を助成 【対象者】 65歳未満で、障害等級が1級・2級の視覚障害者および肢体不自由者 【補助金額】 対象経費の8割(上限額60万円 ※視覚障害者は80万円) | |
| 勝山市重度障害者日常 生活用具等給付事業 (居宅生活動作補助用具) | 補助 | 市内で在宅の障害者等に対し、対象者の移動を円滑にする用具を設置するために小規模な住宅改修を行う場合に、費用の一部を助成 【対象者】 1下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、等級が3級以上の者(※特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害2級以上) 2難病患者等であって、下肢又は体幹機能障害がある者 【補助金額】 最大20万円(※所得税課税世帯は、原則1割負担) | 福祉・児童課 0779-87-0777 |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○鯖江市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-----------------------------|------|---|--------------------------------|
| 鯖江市木造住宅耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円 | 契約管理課 0778-53-2240 |
| 鯖江市木造住宅耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修 上限120万円(工事費の8割) | |
| 鯖江市吹付けアスベスト調査事業 | 補助 | アスベスト調査に要する費用の一部を補助 上限額6万円 ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費 | |
| 鯖江市ブロック塀等の安全対策事業 | 補助 | 避難路に面するブロック塀等の除却等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 〔除却工事〕上限20万円 〔除却後の県産材による建て替え工事〕上限40万円 | |
| 鯖江市伝統的民家活用推進事業 | 補助 | 伝統的民家群保存活用推進地区内において、一定の要件に該当する福井の伝統的民家の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助 〔新築〕外観仕上げ工事に要する費用の2/3 上限150万円 〔改修〕外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 上限150万円 | |
| 住み続けるまちさばえ支援事業(子育て世帯等住まい支援) | 補助 | 鯖江市に10年以上居住する見込みのある移住者、子育て世帯、新婚世帯、新たに多世帯近居をする方に対し、空き家の購入、リフォーム、旧耐震住宅の建て替えに要する費用の一部を補助 【補助金額】 〔空き家購入〕居住誘導区域内 上限60万円 居住誘導区域外 上限30万円 〔空き家リフォーム〕居住誘導区域内 上限60万円 居住誘導区域外 上限30万円 〔旧耐震住宅の建て替え〕居住誘導区域内のみ 上限30万円 | |
| 住み続けるまちさばえ支援事業(多世帯近居) | 補助 | 新たに直系親族と近居しようとする者に対して、一戸建て住宅の取得に要する費用の一部を補助(居住誘導区域内に限る) 【補助金額】 〔新築〕上限30万円 (建築または購入費の1/3) | |
| 住み続けるまちさばえ支援事業(多世帯同居) | 補助 | 新たに多世帯同居を行う住宅の所有者に対し、リフォーム工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】居住誘導区域内 上限60万円(費用の1/3) | |
| 老朽危険空家等除却支援事業 | 補助 | 老朽危険空家等の除却に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空家等の除却工事 50万円 ・準老朽危険空家等の除却工事 30万円 | 防災危機管理課 0778-42-5104 |
| 要介護高齢者住宅改造助成事業 | 補助 | 在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要 【対象者】 1 要介護3～5に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要件】 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割 | 長寿福祉課 高齢福祉G 0778-53-2219 |
| 介護保険住宅改修制度 | 給付 | 要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅改修に対し支給 工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】一人18万円まで(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割 | 長寿福祉課 介護保険G 0778-53-2218 |

(次頁へ続く)

○鯖江市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-----------------|------|--|--------------------------|
| 鯖江市合併処理浄化槽設置費補助 | 補助 | 公共下水道事業および農業集落排水事業の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象としてその設置費用に対し一部を補助 【補助金額】住宅は補助対象費用の8割 住宅以外の物件については、118,000円～ ※住宅、住宅以外ともに限度額あり ※金額は今後改定予定あり | 上下水道課管理G 0778-53-2241 |
| 水洗便所改造資金貸付制度 | 融資 | くみ取り便所を水洗便所に改造するなど公共下水道等に接続する工事に対し、資金を融資 【融資金額】上限額100万円(無利子) ※工事着工前の申請が必要です。 ※償還期限は融資を受けた月の翌月から3年以内 ※実際の貸し付けは金融機関とのやり取りになります。 | |
| 鯖江市住宅改修費給付事業 | 補助 | 在宅の障害者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成 【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者もしくは学齢児以上の身体障害児で、かつ障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方および難病患者等 【補助金額】最大20万円 | 社会福祉課 0778-53-2217 |
| 重度身体障害者住宅改造助成事業 | 補助 | 在宅で生活する重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】65歳未満で障害等級が1・2級の視覚障がい者および肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割 (上限額60万円 ※視覚障がい者は80万円) | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○あわら市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|--------------------|------|---|-----------------------|
| 多世帯同居リフォーム支援事業補助金 | 補助 | 多世帯同居を目的とした既存住宅の改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大60万円(対象工事費の1/2以内) | 市民協働課 0776-73-8003 |
| 多世帯同居・近居促進事業補助金 | 補助 | 多世帯同居・近居を目的とした新築住宅取得に要する費用の一部を補助 【補助金額】 30万円(定額) | |
| 空き家取得支援補助金 | 補助 | あわら市への定住を目的とした空き家の取得に要する費用の一部を補助 【対象者】 空き家の購入者 【対象住宅】 空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大100万円(取得費用※の1/3以内) ※土地代は除く。 | |
| 空き家リフォーム支援補助金 | 補助 | あわら市への定住を目的とした空き家の改修工事に要する費用の一部を補助 【対象者】 空き家の購入者、賃借者、賃貸する空き家の所有者 【対象住宅】 空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大100万円(対象工事費の1/3以内) | |
| 結婚新生活支援事業補助金 | 補助 | あわら市での新婚生活に要する費用の一部を補助 【対象者】 婚姻日において夫婦ともに39歳以下で、夫婦の合計所得が500万円未満 【対象経費】 住宅取得費、住宅賃借費、引越費 【補助金額】 最大30万円 | |
| 特定空家等除却支援補助機 | 補助 | 特定空家等の除却に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ①:特定空家等(木造以外等)の除却工事 100万円 ②:①を除く特定空家等(跡地活用等)の除却工事 70万円 ③:①②を除く特定空家等の除却工事 50万円 | 建設課 0776-73-8031 |
| 木造住宅耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 10,000円 | |
| 木造住宅耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大120万円(工事費の80%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内) | |
| 吹付けアスベスト調査事業 | 補助 | アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費) | |
| ブロック塀等の安全対策事業 | 補助 | 地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図るため、避難路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去もしくは撤去及び県産材を利用した塀の建替工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 撤去20万円(上限)、建替60万円(上限) | |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | 1 概要 要介護高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるように、車いす対応のバリアフリー化等の改修工事に対し助成します 2 対象者 在宅で生活する要介護認定を受けた方(要件があります) 3 助成額 上限80万円 4 自己負担 介護保険の負担割合に応じた自己負担があります(1割から3割) 5 対象となる主な住宅改修 階段昇降機の設置、洗面台・流し台の取替え(これらに付帯して必要な工事) | 健康長寿課 0776-73-8022 |
| 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修 | 給付 | 【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【利用者負担】対象経費の1割～3割 【内容】 手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取り替えなど。 【上限】20万円を上限として費用の7～9割を支給。 | |

(次頁へ続く)

○あわら市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-----------------------------------|------|---|-----------------------|
| 住宅改造助成制度 | 補助 | 在宅の重度身体障害者が日常生活に著しい障害があり、住宅を大規模に改造する必要があるとき、費用の一部を助成 【助成限度額】80万円(改造費の10分の8を助成) (下肢機能障害・体幹機能障害・脳原性移動機能障害の方は、60万円限度) | 福祉課 0776-73-8020 |
| 地域生活支援事業 (住宅改修助成費) | 給付 | 【対象者】 在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する者。 【対象範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。 (手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【助成限度額】20万円(原則経費の9割) 【自己負担額】1割、住民税非課税 自己負担なし | |
| 水洗便所改造奨励金 | 補助 | 供用開始から半年以内(くみ取り便所の改造については3年以内)に公共下水道に接続し、完成検査を受けた場合、水洗便所改造奨励金を交付(新築は対象外) | 上下水道課 0776-73-8036 |
| 水洗便所等改造資金 の融資制度 (令和3年度末で終了) | 補助 | 処理区域内のくみ取便所を水洗便所に改造する工事や既設のし尿浄化槽を撤去し公共下水道に接続する工事および一般雑排水を排除するための排水設備工事に対し、資金を融資 | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○越前市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|--------------------------|------|---|-------------------------|
| 吹付けアスベスト調査事業 | 補助 | 市内に所在する民間建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき最大 25万円 | 建築住宅課 0778-22-3074 |
| 危険ブロック塀除却費用 | 補助 | 通学路に面した危険ブロック塀等を撤去する場合に、撤去費用や再設置費用(県産材による再設置の場合に限る。)の一部を補助 【補助金額】 撤去のみ 20万円/件 撤去+再設置 ①と②の合計額 ①撤去 最大 20万円/件 ②再設置 最大 40万円/件 | |
| 空き家住宅診断支援事業 | 補助 | 住まい情報バンクに登録する又はされている住宅の空き家診断にかかる費用の一部を補助 【補助金額】最大 35,000円 | |
| 従業員用共同住宅建設等支援事業 | 補助 | 市内法人等が従業員用共同住宅を建設、又は空き家等を従業員宿舎にリノベーションする場合に費用の一部を補助 【補助金額】 建築 最大 50万円/戸 リノベーション 最大 50万円 (建設・リノベーション合わせ 年1,000万円/事業者上限、通算2,000万円上限) | |
| 緊急共同住宅整備推進事業 | 補助 | 用途地域等で10戸以上の共同住宅を整備する場合に整備費の一部を補助 【補助金額】最大 30万円/戸(450万円/事業者) | |
| 老朽危険空家解体撤去事業 | 補助 | 老朽危険空家等の解体撤去工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空家の解体撤去工事 50万円 ・準老朽危険空家の解体撤去工事 30万円 | 防災危機管理課 0778-22-3081 |
| 合併浄化槽設置補助制度 | 補助 | 公共下水道事業や農業・林業集落排水事業の認可区域外に浄化槽を設置する場合に補助。また、特定要件を満たす場合、配管工事費・単独処理浄化槽撤去費の補助あり | 下水道課 0778-22-7922 |
| 住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業 | 補助 | 住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。また、省エネルギー設備(高効率給湯器、LED照明設備等)を同時に設置する場合は補助額を増額 | 環境政策課 0778-22-5342 |
| 要介護老人住環境整備事業 | 補助 | 在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成 【対象者】 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要 件】 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) 一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割 | 長寿福祉課 0778-22-3715 |
| 介護保険住宅改修制度 | 給付 | 要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要 【支給金額】最大18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には7割又は8割 | |
| 重度身体障害者住宅改造助成制度 | 補助 | 視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1級2級の方が、在宅での日常生活をおくるうえで、その住居を改造する必要があるとき、費用の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の8割(上限60万円※視覚障がい者は80万円) | 社会福祉課 0778-22-3004 |
| 日常生活用具住宅改修給付 | 給付 | 一定の要件に該当する在宅の障がい者を対象に、段差の解消や手すりの設置などの住宅の改修に必要な物品の購入費や工事費用を給付 【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方。 【補助金額】最大20万円(所得税課税世帯は原則1割負担) | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問い合わせください。

○坂井市

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|------------------------|------|--|-----------------------|
| 坂井市木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成に要する費用の一部を補助 【個人負担】1万円 | 都市計画課 0776-50-3052 |
| 坂井市木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 木造住宅耐震診断等促進事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大120万円(工事費の80%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の80%以内) | |
| 坂井市吹付けアスベスト 調査事業 | 補助 | 建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用の補助 【補助金額】1棟につき上限25万円 | |
| 坂井市多世帯同居の リフォーム支援事業 | 補助 | 新たに多世帯同居するために住宅のリフォームを行う者に改修費用の一部を補助 【補助金額】対象工事費の3分の1(上限60万円) | |
| 坂井市多世帯近居の 住宅取得支援事業 | 補助 | 新たに多世帯近居するために住宅の建設又は購入を行う者に取得費用の一部を補助 【補助金額】対象工事費の3分の1(上限30万円) | |
| 坂井市旧耐震住宅 建替え支援事業 | 補助 | 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅の建替えを行う者に建築工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】対象工事費の3分の1(上限30万円) | |
| 坂井市危険ブロック塀 除却支援事業 | 補助 | 通学路に面しているブロック塀で、耐震診断により倒壊の危険性があると判断されるブロック塀の除却を行う者に除却費用の一部を補助 【補助金額】対象工事費の3分の2または除却面積×4000円/m ² のうちいずれか低い額(上限10万円) | |
| 坂井市空家取得支援事業 | 補助 | 坂井市空き家情報バンクに登録されている空家の購入を行う者に取得費用の一部を補助 ※多世帯近居する場合は空き家情報バンクに登録されていない空家も対象 【補助金額】対象工事費の3分の1(上限60万円) | |
| 坂井市空家改修支援事業 | 補助 | 坂井市空き家情報バンクに登録されている空家を居住するためにリフォームを行う者又は賃貸させるためにリフォームを行う者に改修費用の一部を補助 ※居住するためにリフォームを行う者で多世帯近居する場合は空き家情報バンクに登録されていない空家も対象 【補助金額】対象工事費の3分の1(上限60万円) | |
| 坂井市三国湊町街なみ 環境整備事業 | 補助 | 湊町地区特定景観計画区域の中で、景観づくり協定を締結した区内において、景観形成基準に適合する建造物の新築・改修に対する外観工事費の一部を補助 | |
| 坂井市丸岡城周辺 景観まちづくり事業 | 補助 | 城周辺地区特定景観計画区域において、景観形成基準に適合する行為に対する事業費用の一部を補助 | |
| 坂井市伝統的民家 普及促進事業 | 補助 | 伝統的民家群保存活用推進地区内において、自ら居住し補助要件を満たす伝統的民家の外装、構造体の改修費用の一部を補助 | |
| 坂井市空家除却支援事業 | 補助 | 特定空家等の除却に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・特定空家の除却 50万円 ・準老朽空家の除却 30万円 | |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | 在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要 【対象者】 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要件】 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) 一定以上の所有を有する65歳以上の方は8割または7割 | 高齢福祉課 0776-50-3040 |
| 介護保険住宅改修制度 | 給付 | 要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割または7割 | |

(次頁へ続く)

○坂井市(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-------------------|------|---|-----------------------|
| 重度身体障害者 住宅改造事業 | 補助 | <p>在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、住宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険被2号被保険者の方は、住まい環境整備支援事業が優先</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳 視覚1～2級、上肢1～2級、下肢1～2級 (下肢には体幹・脳原性を含む)</p> <p>【対象経費】 当該住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等において、日常生活を容易にするための障害内容に応じた改造工事費を対象経費とする。ただし、日常生活用具給付事業における住宅改修費および住まい環境整備支援事業の対象経費は、本事業の対象経費から除く。</p> <p>【助成要件】 ア 当該住宅につき1回限り イ 新築および増築は対象外 ウ 事前申請が必要 エ 入院中でも退院が確定している場合は申請可</p> <p>【助成金額】 助成対象経費の8割 上限額60万円(視覚障がい者は80万円)</p> | |
| 日常生活用具給付等事業 | 補助 | <p>住宅で生活する身体障がい者で下肢、体幹機能等の障がいにより移動機能障がいがある方が、段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険被2号被保険者の方は、介護保険の住宅改修が優先</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳 下肢3級以上 (下肢には体幹・脳原性を含む)</p> <p>【対象経費】 次の各号の改修工事等に係る経費 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取り換え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 居宅生活動作補助用具の購入費 7 1～2住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>【助成要件】 ア 当該住宅につき基準額20万円まで イ 新築および増築は対象外 ウ 事前申請が必要 エ 入院中でも退院が確定している場合は申請可</p> <p>【助成金額】 所得に応じて決定(最高額20万円)</p> | 社会福祉課 0776-50-3041 |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○永平寺町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|----------------------|------|---|-----------------------|
| 永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円 | 建設課 0776-61-3948 |
| 永平寺町木造住宅耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 改修工事費の80% 全体改修：最大120万円 部分改修：最大30万円 伝統的な古民家改修：最大190万円 | |
| 福井の伝統的民家活用推進事業 | 補助 | 自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助 【補助金額】 補助対象地区：市荒川・藤巻・鳴鹿・柘原・京善・中島・浅見地区 最大300万円(対象工事費の1/2以内) | |
| 永平寺町子育て世帯等への住まい支援事業 | 補助 | 永平寺町への定住を促進するため、空き家住宅の有効活用を図りながら、子育て世帯等の住まいを支援 【対象者】県外からの移住者、子育て世帯、新婚世帯、町内進出企業の従業員等 【補助金額】 空き家購入支援：最大60万円(購入費用の1/3以内) 空き家リフォーム支援：最大60万円(リフォーム費用の1/3以内) ※空き家情報バンク登録物件に限る 旧耐震住宅の建て替え：最大30万円(建替え費用の1/3以内) ※補助対象外の地区があります。 | |
| 永平寺町多世帯同居・近居住まい推進事業 | 補助 | 家族間で助け合って子育てなどがしやすい住環境を維持・推進するため、多世帯で同居するためのリフォームや、近居するための住宅取得について支援 【補助金額】 多世帯同居のリフォーム支援：最大60万円(リフォーム費用の1/2以内) 多世帯近居の住宅取得支援：30万円 | |
| 永平寺町ブロック塀等の安全対策事業補助金 | 補助 | 災害時の緊急車両の通行確保等を図るため避難路における危険ブロック塀等の除去等に補助 【補助金額】 危険ブロック塀を除去する工事：最大10万円(工事費用の2/3以内) 危険ブロック塀除却+県産材を使用した木塀の建て替え：最大20万円(設置・工事費用の2/3以内) | |
| 永平寺町空き家家財処分支援事業 | 補助 | 空き家の所有者等が家財道具等を処分する費用を補助 【補助金額】 空き家内の家財処分に要する費用：最大10万円(処分費用の2/3以内) ※空き家情報バンク登録物件に限る | |
| 永平寺町空き家等情報バンク登録奨励金 | 補助 | 永平寺町空き家等情報バンクに新たに登録した人に奨励金を交付 【補助金額】 登録物件1件につき2万円 | |
| 永平寺町空き家等解体及び撤去事業 | 補助 | 適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却してもらうために、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等を解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円(解体及び撤去費用の1/3以内) | 防災安全課 0776-61-3951 |
| 永平寺町住まいる定住応援事業 | | 住宅の所有者が45歳未満の人。中学生以下の子どもがいる場合は45歳以上の人も対象で、転入または転居日から1年以内に申請すること | 総合政策課 0776-61-3942 |
| 住宅取得支援金 | 補助 | 【新築住宅の場合】10万円 【中古住宅の場合】5万円 | |
| 子育て支援金(中学生以下) | 補助 | 転入前に町外に引き続き1年以上居住した転入者で、新規に住宅を取得した人が対象 【助成金額】 転入時に中学生以下の子ども1人につき10万円 | |

(次頁へ続く)

○永平寺町(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|--------------------|------|---|-----------------------|
| 永平寺町結婚新生活支援事業補助金 | 補助 | <p>【支援要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦が対象 ・婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下で、夫婦の所得合算額が400万円未満の世帯 ・対象となる住居地が永平寺町内にあり、かつ、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっており、申請日より3年以上継続して居住する意思があること ・自治体が実施する新婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取り組み(セミナーなど)へ参加すること <p>【支援対象】令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で、次の項目に該当し支払ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻を機に新たに住宅を取得または借用したとき(敷金、礼金、家賃など) ・婚姻に伴い引っ越したとき(引っ越し業者または運送業者への支払いに係る経費) <p>【支援金額】29歳以下 ……上限60万円 30歳以上39歳以下 ……上限30万円</p> | 総合政策課 0776-61-3942 |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | <p>住宅のバリアフリー化改修等に対する助成</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の認定を受けている高齢者 ・要介護1～2で車いすを使用する高齢者 ・認知症や障害により一定の要件を満たす要介護1～2の高齢者 <p>【助成額】上限80万円(対象工事費の原則9割※を助成) ※一定以上の所得がある場合には8割助成もしくは7割助成</p> | 福祉保健課 0776-61-3920 |
| 介護保険住宅改修制度 | 給付 | <p>要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要</p> <p>【支給金額】上限18万円(対象工事費の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割支給もしくは7割支給</p> | |
| 重度身体障害者住宅改造事業 | 補助 | <p>重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成</p> <p>【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者</p> <p>【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円</p> | |
| 日常生活用具給付等事業(住宅改修費) | 補助 | <p>【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上</p> <p>【内容】手すりの取り付けや段差解消等、障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うものに要する費用の一部助成</p> <p>【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)</p> | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○池田町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-------------------------|------|--|-----------------------|
| 池田町木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円(一般診断法) 2万4千円(伝統的耐震診断法) | 町土整備課 0778-44-8005 |
| 池田町木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大80万円(一般住宅の場合)、もしくは150万円(伝統的古民家の場合)(どちらも費用の23%) | |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | 在宅で要介護3以上の方、又は要介護1以上で車いすを利用する方が、廊下・トイレ等の拡張などに係る改修費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額80万円) | 保健福祉課 0778-44-8000 |
| 介護保険居宅介護(支援) 住宅改修費支給 | 補給 | 在宅で要介護認定をもつ方の、1手すりの取り付け 2段差の解消 3引き戸等への扉の取替え 4洋式便所等への便器の取替え 5その他前号の住宅改修付帯工事に要する費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額20万円) | |
| 重度身体障害者 住宅改造助成事業 | 補助 | 在宅で身体障害者手帳1,2級取得者で視覚障害、肢体不自由である方が、玄関、台所、便所等の段差解消や出入り口の拡張改造に要する費用の一部を助成 【補助金額】対象経費の8割(助成限度額80万円) *対象者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動機能障害者である場合は助成限度額は60万円。 *対象者のうち、介護保険制度の認定を受けた方が行う場合は助成限度額は60万円。 | |
| 日常生活用具給付等事業 | 補助 | 【対象者】 在宅で下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で、障害等級3級以上の方。ただし、特殊便器への取り替えについては上肢機能障害2級以上の方。 【対処範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【補助金額】限度額20万円 【自己負担額】 住民税課税 ……1割 住民税非課税 ……自己負担なし | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○南越前町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|----------------------------|------|---|-----------------------|
| 南越前町木造住宅耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円 | 建設整備課 0778-47-8003 |
| 南越前町木造住宅耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要がある(診断評点が1.0未満)と判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助(耐震診断を行い、診断評点が1.0未満の木造住宅の) 【補助金額】 (全体改修) 最大120万円(工事費の80/100以内) (部分改修) 最大 30万円(工事費の80/100以内) | |
| 南越前町吹付けアスベスト調査事業 | 補助 | 町内に所在する民間建物の吹付けアスベスト調査に要する費用に対する補助 (1棟あたり上限25万円) | |
| 浄化槽設置整備事業補助金 | 補助 | 特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域で浄化槽を設置する費用の一部を補助 | |
| 南越前町若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金 | 補助 | 町分譲地を購入し、住宅を新築した者で補助金申請時に満40歳未満の者に対し、新築住宅に要した費用の一部を補助 【40歳未満の申請者】 町分譲地売買価格の1/5 【30歳未満の申請者】 町分譲地売買価格の2/5 | |
| 南越前町多世帯近居支援事業 | 補助 | 子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を図ることを目的として、一戸建て住宅の取得に要する費用の一部を補助 (新築住宅:最大50万円(対象経費の10/10),同一小学校区域又は概ね徒歩5分圏内 ※県内の建設業者による施工 | |
| 南越前町多世帯同居リフォーム支援事業 | 補助 | 多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助(新たに同居世帯数が1以上増加する方) 間取り変更、バリアフリー、手摺の設置、段差解消等の増改築、改装等 最大90万円(対象経費の1/2以内) ※町内に本店・営業所を有する業者による施工 | |
| 空家住まい支援事業(リフォーム) | 補助 | 子育て世帯及び移住者に対して、空き家情報バンクに登録されている空き家のリフォームに要する費用の一部を補助 町外から移住された方又は、町内に移住して2年以内の方 18歳未満の子どもと同居する世帯 結婚5年以内の新婚世帯 多世帯近居をする者(空き家情報バンクに登録されていない住宅でも可) 空き家を賃貸する空き家所有者 【補助金額】 (空き家情報バンク登録物件) 補助限度額60万円(対象経費の1/3) (空き家情報バンク未登録物件) 補助限度額40万円(対象経費の1/3) | |
| 空家住まい支援事業(購入) | 補助 | 町外から移住された方又は、町内に移住して2年以内の方 18歳未満の子どもと同居する世帯 結婚5年以内の新婚世帯 多世帯近居をする者(空き家情報バンクに登録されていない住宅でも可) (空き家情報バンク登録物件) 補助限度額60万円(対象経費の1/3) (空き家情報バンク未登録物件) 補助限度額40万円(対象経費の1/3) | |
| 南越前町定住に向けた住宅新築促進事業 | 補助 | 町内に新築住宅を建設し、居住する方(転入者含む)に対して、その費用の一部を補助 最大50万円(取得費の1/10以内) ※補助対象者に所得制限あり | |
| 南越前町住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業 | 補助 | 南越前町内に町内建設業者により新築住宅を建設し、居住する方南越前町の住宅関係補助制度に採択(新築住宅)されていること 補助事業世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 補助限度額30万円(定額) ※町内建設業者による施工 | |
| 空き家家財処分支援事業 | 補助 | 空き家情報バンクに登録又は南越前町空き家情報に掲載されている空き家が対象 空き家の所有者又は空き家を賃貸借する方(所有者と利用者が2親等以内でないこと)が、家財の運搬・処分に要する経費を補助 補助限度額5万円(対象経費の1/2) | |
| 空き家適正管理促進事業 | 補助 | 町内に存する空き家の適正な管理を行うために要する経費を補助 空き家の外観調査、内部換気(2か月に1回以上)等 補助限度額3万円(対象経費の1/2) | |
| ブロック塀等の安全対策事業 | 補助 | 通学路に面するブロック塀等の倒壊等による事故を未然に防止し、児童生徒の安全を確保するため当該ブロック塀等の除去に要する経費の一部を補助 ブロック塀等の工事に要する経費又はブロック塀等の延長に8万円を乗じた額のいずれか少ないほうの額の2/3の額(1,000円未満の額は切捨て)とする 補助限度額は20万円 県産材を利用した再設置を行う場合の補助限度額は、60万円 | |

(次頁へ続く)

○南越前町(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|---------------------|------|--|-----------------------|
| 南越前町空き家等解体及び撤去事業補助金 | 補助 | 適正に管理されていない空き家等において、空き家等対策検討委員会において、補助金の付与が適当と判断したものに対して、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等の解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円(解体及び撤去費用の1/3以内)、要件を満たす場合は最大50万円の加算あり | 防災安全室 0778-47-8016 |
| 南越前町福井の伝統的民家普及促進事業 | 補助 | 自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家(伝統的民家群保存活用推進地区内に限る)の新築または外装・構造体の改修工事等の費用の一部を補助 【対象地区】「北国街道今庄宿」地区 【補助金額】 〔新築〕外観工事または建売住宅購入に要する費用の1/2 (上限額160万円) 〔改修〕外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 (上限額300万円) 〔空き家〕内部および外観または構造体の改修工事に要する費用の4/5 (上限額600万円) | 教育委員会 0778-47-8005 |
| 重度身体障害者住宅改造助成 | 補助 | 在宅の重度身体障がい者が日常生活での利便性向上を図るために住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) | 保健福祉課 0778-47-8007 |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | ・要介護3以上の在宅高齢者 ・要介護1又は2の在宅高齢者で車いすを利用する者、1級2級の上肢不自由者、日常生活自立度がA,B,Cに該当する者、日常生活自立度がⅢ,Ⅳ,Ⅴに該当する者が車いす対応のバリアフリー化等の住宅改修に要する費用を助成する。※ただし、介護保険事業による改修対象箇所は除く 【補助金額】 対象経費の7割から9割(助成限度額80万円) 【受益者負担割合】対象経費の1割から3割 ※補助割合は所得によって変わります | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○越前町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-------------------------|------|---|-----------------------|
| 越前町木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 【一般診断法】 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (個人負担) 1万円 【伝統耐震診断法】 伝統耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・伝統的構法により建てられ、かつ、建設後50年を経過した木造住宅 (個人負担) 23,760円 ※診断前に古民家鑑定および床下インスペクションを行う必要があり、 別途費用がかかります。 | 定住促進課 0778-34-8727 |
| 越前町木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震 改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 【補助金額】 (全体改修) 最大120万円(工事費の80%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の80%以内) | |
| 越前町伝統的な古民家の 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家 の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 ・建築後50年を経過した住宅、又は終戦前(1945年以前)の地域の伝統的 民家意匠を基調とした住宅 【補助金額】 最大190万円(工事費の80%以内) | |
| 福井の伝統的民家 活用推進事業 | 補助 | 自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助 【対象となる住宅】 ・ふくい伝統的民家と認定されている住宅 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 ・伝統的民家群保存活用推進地区内 【補助金額】 最大300万円(工事費の1/2以内) | |
| 越前町多世帯同居 住まい推進事業 | 補助 | 多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の 多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助 【対象工事】 ・間取りの変更、バリアフリー改修、設備の改修、浄化槽入れ替え ・県内に本社又は本店がある事業者が施工する工事 【補助金額】 最大60万円(工事費の1/2以内) | |
| 越前町多世帯近居 住まい推進事業 | 補助 | 子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を 図ることを目的として、直系親族との近居のため住宅を取得する者に対し、住 宅取得に要する費用の一部を補助 【要 件】 ・一戸建て住宅で、床面積の2分の1以上が居住用の住宅 ただし、町が販売する分譲地への新築は対象外 ・住宅の建設または新築住宅の購入 【補助金額】 最大30万円(住宅取得費用の1/2以内) | |
| 越前町空き家住まい支援 事業 | 補助 | 空き家の有効活用を図り、越前町への移住・定住を促進することを目的とし て、移住者が空き家を購入又はリフォームする場合などに、その費用の一部を 補助 【対象者】 ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・進出企業の従業員等 ・空き家所有者 【要 件】 ・定住希望者や移住者が空き家情報バンクに登録されている空き家を購入 する場合、又はリフォームを行う場合などに費用の一部を補助 ・定住希望者や移住者が賃借するため、空き家の所有者又は事業者が空き 家情報バンクに登録されている空き家を購入する場合などに費用の一部 を補助 【補助金額】 購入補助 空き家購入費の3分の1(上限30万円) リフォーム補助 対象改修工事費の3分の1(上限30万円) | |
| 越前町空き家等除却支援事業 | 補助 | 老朽空き家等の除却工事に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ・老朽空き家の除却工事 50万円 ・準老朽空き家の除却工事 30万円 | |

(次頁へ続く)

○越前町(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|------------------------|------|---|-----------------------|
| 合併処理浄化槽 設置事業 | 補助 | 公共下水道および農業集落排水事業等の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象として、その設置費用に対し一部を補助 | 住民環境課 0778-34-8708 |
| 越前町要介護老人住宅 改造助成事業 | 補助 | <p>【対象者】</p> <p>1 要介護3以上と判定された方</p> <p>2 要介護1または要介護2と判定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方</p> <p>【要件】</p> <p>ア 車いすを利用する方</p> <p>イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者</p> <p>ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方</p> <p>エ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当する方</p> <p>【助成額】</p> <p>80万円を上限とし、改造費の9/10(一定以上所得者の方は8/10または7/10)を助成</p> | 健康保険課 0778-34-8710 |
| 越前町重度身体障害者 住宅改造助成事業 | 補助 | <p>【内容】</p> <p>在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、自宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】</p> <p>壁を壊して間口を広げる等、家の中の区切りを変更するような工事(住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等)</p> <p>【対象者】</p> <p>在宅の身体障害者手帳の視覚障害または上肢・下肢・体幹機能障害2級以上の人</p> <p>【助成額】</p> <p>80万円を上限として、改造費の8/10を助成</p> <p>※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。</p> <p>【その他】</p> <p>助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p> | 福祉課 0778-34-8725 |
| 越前町日常生活用具 給付等事業 | 補助 | <p>【内容】</p> <p>在宅の身体障がい者が、自宅の段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】</p> <p>段差解消、手すりの設置、床材の変更、扉の取り替え等の簡単な修繕工事(居室、廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等)</p> <p>【対象者】</p> <p>在宅の身体障害者手帳の下肢または体幹機能障害3級以上(脳原性を含む)の人、難病等の人</p> <p>【助成額】</p> <p>経費の9割(基準額20万円・助成上限額18万円)</p> <p>【その他】</p> <p>助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p> | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○美浜町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|------------------------|------|--|--------------------------------------|
| 美浜町住まい環境整備費助成事業 | 補助 | <p>【対象者】</p> <p>1 要介護3～5と判定された方</p> <p>2 要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方</p> <p>ア 車いすを利用する方</p> <p>イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者</p> <p>ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方</p> <p>エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方</p> <p>【内容】</p> <p>(介護保険で行う住宅改修の対象は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅内、玄関から一般道までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台の取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 ・テーブル生活等のための床材の変更 など <p>【補助金額】</p> <p>上限80万円(自己負担分1割(一定以上所得者の方は2割又は3割)を除く)</p> | 健康福祉課 0770-32-6704 |
| 美浜町重度身体障害者(児)住宅改造費助成事業 | 補助 | <p>【対象者】</p> <p>視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者</p> <p>【内容】</p> <p>手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成</p> <p>【補助額】</p> <p>対象工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)</p> <p>ただし下肢、体幹、脳原性移動機能障害は上限60万円</p> | |
| ウェルカム美浜空家住まいの支援事業 | 補助 | <p>【対象となる空家】</p> <p>美浜町空家情報バンクに登録されている住宅対象となる空家</p> <p>下記の(1)～(4)全てに該当する空家</p> <p>(1) 一定の期間(約6カ月間)以上居住者のいない住宅であること</p> <p>(2) 過去に所有者自らが居住していた(所有者の3親等以内の親族(姻族を含む。)が居住していた場合も含む)住宅であること</p> <p>(3) 固定資産税課税台帳に登録されている住宅であること</p> <p>(4) 美浜町空き家情報バンクに登録されている住宅であること</p> <p>【対象となる方】</p> <p>10年以上、当該空家に居住する見込みのある方で、下記の(1)～(3)のいずれかと(4)に該当する方</p> <p>(1) 当該空家を購入する移住者又は子育て世帯</p> <p>(2) 当該空家を購入し、リフォームする移住者又は子育て世帯</p> <p>(3) 当該空家を賃借し、リフォームする移住者又は子育て世帯</p> <p>(4) 町税等に滞納がない方</p> <p>【対象となる工事】</p> <p>住宅の修繕、改修、模様替え等で、かつ、町内業者の施工による30万円以上の費用を要する工事</p> <p>【補助金の額】 補助対象経費の1/2以内で、100万円を上限とします。(1,000円未満の端数は切り捨て)</p> | まちづくり推進課 移住・定住推進室 0770-32-6701 |
| 美浜町木造住宅耐震診断等促進事業 | 補助 | <p>一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助</p> <p>【個人負担】 1万円</p> | |
| 美浜町木造住宅耐震改修促進事業 | 補助 | <p>耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助</p> <p>【補助金額】</p> <p>(全体改修) 最大100万円(工事費の80/100以内)</p> <p>(部分改修) 最大100万円(工事費の80/100以内)</p> | 土木建築課 0770-32-6707 |
| 老朽危険空家等解体撤去事業 | 補助 | <p>老朽危険空家等の解体撤去に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家の解体撤去 50万円 ・準特定空家の解体撤去 30万円 | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○高浜町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|----------------------------|------|--|-----------------------|
| 高浜町木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 【一般診断法】 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (個人負担) 1万円 | 建設整備課 0770-72-7702 |
| 高浜町木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大120万円(工事費の80%以内) | |
| 高浜の伝統的民家 普及促進事業 | 補助 | 高浜の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 〔新築等〕 上限額160万円(推進地区対象) (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) 〔改修等〕 上限額300万円(推進地区) 上限額200万円(推進地区外対象) (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内) | |
| 高浜町多世帯同居 リフォーム支援事業 | 補助 | 新たに多世帯同居による住宅の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 上限額40万円(改修費用の50%) | |
| 高浜町空き家リフォーム 支援事業 | 補助 | 高浜町空き家情報バンクに登録されている物件に、居住する際の改修費用や荷物撤去費用に対して補助 【補助金額】 100万円(改修費用の50%) | |
| 住宅・店舗リフォーム 支援事業 | 補助 | 居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅及び店舗の修繕、改修、模様替に対して補助 【補助金額】 (住宅)上限20万円(改修費用の20%) (店舗)上限30万円(改修費用の20%) | |
| 高浜町老朽危険空家等除却 支援事業 | 補助 | 老朽危険空家等の解体撤去に要する費用に対して補助 【補助金額】 50万円(工事費用の1/3) | |
| 居宅介護住宅改修費給付 (介護保険) | 補助 | 【対象者】要支援・要介護認定者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】10分の7～9(支給限度基準額20万円) | 保健福祉課 0770-72-5887 |
| 高浜町住まい 環境整備費支援事業 | 補助 | 【対象者】 ・要介護認定者(3～5) ・要介護認定者1・2で次のいずれかに該当(1車いす利用者21・2級の身体障害者手帳保持者3障害により日常生活が困難な者4認知症により日常生活が困難な者) 【内容】 廊下・トイレ・浴室・玄関等の拡幅や階段昇降機の設置等に要する費用の一部助成 【補助額】 工事に要する費用の10分の7～9(上限額80万円) | |
| 高浜町重度身体障害者 (児)住宅改造費助成事業 | 補助 | 【対象者】・視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の8(上限額80万円) | |
| 日常生活用具 住宅改修費給付 | 補助 | 【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円) | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○おおい町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|--|------|---|---------------------|
| おおい町木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 ・在来軸組工法【個人負担】 10,000円 ・伝統的構法又は枠組壁工法【個人負担】 24,200円 | 建設課 0770-77-4057 |
| おおい町木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内) | |
| おおい町木造住宅 耐震改修促進事業 (伝統的な古民家の耐震改修) | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大150万円(工事費の23%以内) | |
| おおいの県産材住まい支援事業 (新築) | 補助 | 県が実施する県産木材を活用した新築工事の助成対象者で、工事を町内事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 県産材の使用量により20万円～50万円 | |
| おおいの県産材住まい支援事業 (リフォーム) | 補助 | 県が実施する県産木材を活用したリフォーム工事の助成対象者で、工事を町内事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 上限15万円 | |
| おおいの移住者・新婚・子育て世帯への住まい支援事業 | 補助 | おおい町に定住される移住者の方、空き家を利活用される新婚・子育て世帯に住宅取得の費用の一部を補助 空き家の所有者に、空き家の利活用費用の一部を補助 【補助対象および金額】 ・移住者 1 新築住宅を取得: 上限100万円 2 空き家を取得: 上限100万円 3 取得した空き家をリフォーム: 上限100万円 ・新婚・子育て世帯 1 空き家を取得: 上限100万円 2 取得した空き家をリフォーム: 上限100万円 ・空き家の所有者 1 賃貸するためにリフォーム: 上限100万円 | |
| おおい町多世帯同居住宅 取得支援事業 | 補助 | 新たに直系親族と同居する方(ただし、直系卑属の単独世帯は除く)で新たに一戸建て住宅を建設又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:100万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:50万円) [解体・除去] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:50万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:25万円) | |
| おおい町多世帯近居住宅 取得支援事業 | 補助 | 新たに直系親族の世帯が、同一小学校区内で新たに一戸建て住宅を建設又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:100万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:50万円) | |

(次頁へ続く)

○おおい町(続き)

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|----------------------------|------|---|-------------------------|
| おおい町多世帯同居 リフォーム支援事業 | 補助 | 町内にある自らが居住し所有する一戸建て住宅を改修し、新たに多世帯同居をする方又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者に対する補助 【補助対象および金額】 (1)町内業者で施工 改修 費用の1/2(上限:50万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:50万円) (2)町外業者で施工 改修 費用の1/2(上限:25万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:25万円) | 建設課 0770-77-4057 |
| おおい町分譲地購入者住まい 支援事業 | 補助 | おおい町土地開発公社の分譲地を購入し、住宅を新築する費用の一部を補助 1町内事業者 (上限:100万円) 2町外事業者 (上限:50万円) | |
| おおい町民間住宅地分譲地購 入者住まい支援事業 | 補助 | 宅地建物取引業者が分譲する住宅地用分譲地を購入し、住宅を新築する費用の一部を補助 1 町内事業者 (上限:50万円) 2 町外事業者 (上限:25万円) | |
| おおい町ブロック塀等の安全対 策事業 | 補助 | 倒壊の危険性があるブロック塀の除却費用や建替費用の一部を補助 除去 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額20万円 建替 ブロック塀の建替 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額20万円 県産材の塀への建替 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額60万円 | |
| おおい町空家等除却支援事業 | 補助 | 老朽空家等の除却に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ・老朽空家の除却 50万円 ・準老朽空家の除却 30万円 | |
| おおい町伝統的民家 普及促進事業 | 補助 | 自ら居住する福井の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に対する補助 【補助金額】 ・新築及び新築建売住宅 上限額160万円 (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) ・改修 上限額300万円 (外観または構造体、土蔵の外観、門及び塀の改修工事に要する費用の1/2以内) | 郷土史料館 0770-77-2820 |
| 住まい環境整備支援事業 | 補助 | 【対象者】 ・要介護3以上の高齢者等 ・要介護1または2で要件を満たす者 【利用者負担】対象経費の1割または2割または3割 【内容】 介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し一部を補助します。 (上限)80万円 | いきいき福祉課 0770-77-2760 |
| 居宅介護(予防)住宅 改修事業 | 補助 | 【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【内容】 要介護認定を受けた方が、自立した生活を目指すために手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器などへの便器の取り替えなど対象となる改修を行った場合、費用の9割(一定以上の所得の方は8割)が支給されます。改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です。 【支給限度基準額】 20万円 | |
| おおい町重度身体障害者 住宅改造費助成事業 | 補助 | 【対象者】 ・おおい町に住所を有する在宅の視覚障害者又は肢体不自由者 で1級及び2級の身体障害者手帳を有するもの 【利用者負担】対象経費の2割 【内容】 住宅の玄関、台所、便所、洗面所及び浴室等、対象者の在宅生活、又は介護者の介助を容易にするために必要な範囲の内容に限り一部を補助します。 (上限)障害の程度により、60万円又は80万円 | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。

○若狭町

| 支援制度名称 | 支援種別 | 内 容 | 連 絡 先 |
|-------------------------|------|--|-----------------------|
| 若狭町木造住宅 耐震診断等促進事業 | 補助 | 一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円 | 建設水道課 0770-45-9103 |
| 若狭町木造住宅 耐震改修促進事業 | 補助 | 耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大120万円(工事費の80%以内) | |
| 若狭町空き家 活用支援事業 | 補助 | 町内の空き家を購入または貸借する者が定住する際に必要な改修に要する経費に対する補助 【補助金額】 上限50万円(改修費の50%) ※改修費用が20万円以上の工事が対象 | 政策推進課 0770-45-9112 |
| 若狭町老朽危険空き家 除却支援事業 | 補助 | 老朽危険空き家等の除却工事に要する費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空き家の除却工事 50万円 ・準老朽空き家の除却工事 30万円 | |
| 若狭町要介護老人等 住宅改造費助成事業 | 補助 | 【目的】 介護を必要とされる方が、在宅での生活を続けていくために住宅を改造する場合、費用の一部を助成 【対象者】 1 要介護3～5と判定された方 2 要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】対象経費の9/10(上限80万円) ※一定以上の所得を有する65才以上の方は8/10から7/10 | 福祉課 0770-62-2703 |
| 住宅改修(介護保険) | 給付 | 要支援1・2、要介護1～5と認定された方の、自宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消など対象となる住宅改修を行った場合、費用の一部(※)を支給 改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です 【支給限度基準額】 20万円 ※20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割から7割相当 | |
| 重度身体障害者(児) 住宅改造費助成事業 | 補助 | 【対象者】・視覚障害者・肢体不自由者2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】対象工事に要する費用の8割(支給限度額80万円) ※所得制限あり。また、一部対象者は限度額60万円 | |
| 住宅改修 (地域生活支援事業) | 給付 | 【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【給付額】工事に要する費用の9割(支給限度上限額20万円) | |

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。